

1 全体事項

- (1) 計画地を横断する国道 48 号の交差点については、既に交通渋滞の発生が見られる箇所があり、本事業の実施によりさらなる交通負荷が懸念される。このことから、現況の交通状況を把握し、交差点解析の結果を的確に分析するとともに、関係機関と十分に協議の上、可能な限り渋滞発生を抑制するための交通対策を講じること。
- (2) 国道 48 号から計画地に進入する交差点では、自動車や自転車、歩行者の交通量の増加が想定されることから、地元住民や関係機関と十分に協議の上、安全性に配慮した交通対策とすること。

2 個別事項

(大気環境)

- (1) 工事中の重機の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の 1 時間値の予測結果は、環境基準や指針値を下回るものの、本事業の寄与率が高いことから、環境影響評価準備書に示された環境保全措置を確実に講じるとともに、事後調査を適切に実施し、必要に応じて追加の環境保全措置を講じること。
- (2) 供用後における交通量の増加に伴う大気環境への影響について、事後調査を適切に実施するとともに、既に交通渋滞の発生が見られる国道 48 号の交差点及び計画地南側の近隣民家の付近においては、事業の実施前後での調査を追加し、本事業による影響を把握すること。

(水環境)

- (3) 洪水調節機能を有する水田に盛土造成をすることに伴う、計画地周辺における氾濫時の水位上昇について、これまでの氾濫状況を確認の上、適切な手法で予測すること。また、過去の実績を上回るような氾濫が発生する可能性を考慮し、避難体制の構築に努めること。
- (4) 事業の実施に伴う計画地からの雨水排水について、放流先である斉勝川への流出量が増加しないよう、調整池からの排水量を調整すること。

(動物・植物)

- (5) 事業の実施により計画地内の水田が消失し、水田地帯が東西に分断されることから、可能な限り希少種が生育している水路を保全するとともに、両生類等の移動経路として、東西の水田をつなぐような緑地等の確保に努めること。

(景観)

- (6) 計画地内の施設について、周辺環境に調和した色彩とするなど、良好な景観形成に努めること。

(7) 眺望景観の予測において、落葉期でも葉の茂った植樹木になっているなど、予測条件と整合しない予測結果となっていることから、改めて予測・評価を行うこと。

(自然との触れ合いの場)

(8) 調整池の設置にあたっては、周辺の自然環境に配慮した水辺空間の創出を検討すること。

(土壌環境、廃棄物等)

(9) 盛土にあたっては、可能な限り既存の土壌を利用するとともに、盛土材を調達する際には、基準に適合した優良な材料を選定すること。